

第3 事業の効率的・効果的实施に向けた取り組み

1. 事業の重点化・集中化、コスト縮減の推進

(1) 重点4分野への重点化

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月3日閣議決定。以下「骨太2004」という。)で掲げられた「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」へ昨年度に引き続き重点投資するとともに、「社会資本整備重点計画」(平成15年10月10日閣議決定)の策定等を踏まえ、成果重視への転換を図ります。

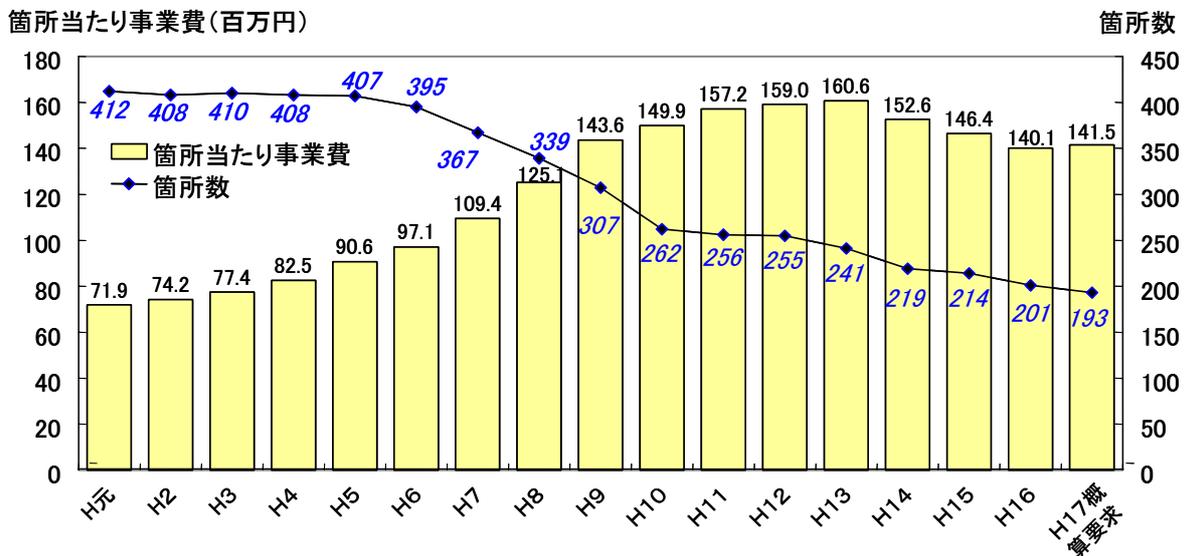
重点4分野シェア: H16 79.8% → H17 80.5%

重点4分野とは、「人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT」、「魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」のことを指します。

(2) 補助事業箇所を厳選した集中投資

平成17年度概算要求においては、1箇所当たりの事業費規模で1.01倍を確保し、重点化を一層推進します。

また、高潮被害や侵食が発生した海岸に予算の重点化を図り、集中的に対策を講じています。



海岸事業(補助)の事業規模と箇所数の推移(局改・補修・公有地除く)

① 補助事業採択基準の下限値引き上げ

- ・ 補修費統合補助(都道府県事業) (4千5百万円 → 5千万円)
- ・ 海岸環境整備事業費補助 (8千5百万円 → 9千万円)

②安全な地域づくりの推進

ア)短期集中事業

熊本県不知火町では平成11年の台風18号による高潮で12名の方が亡くなりました。

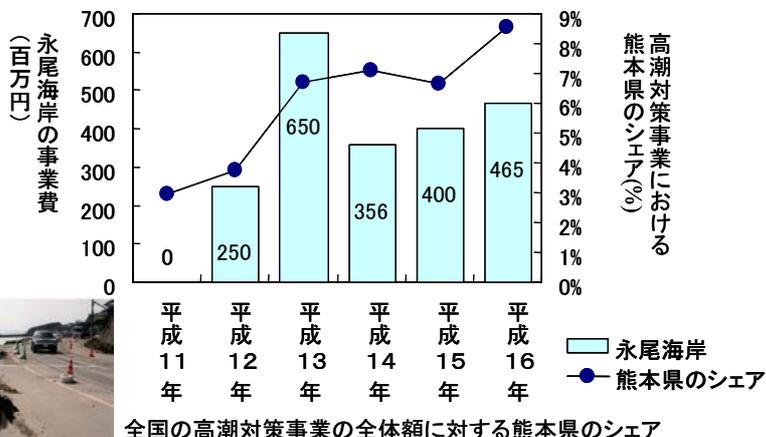
翌年から高潮対策事業に着手し集中的に実施しています。(例:熊本県 不知火町 永尾海岸)



水浸しとなった不知火町



護岸の被災状況



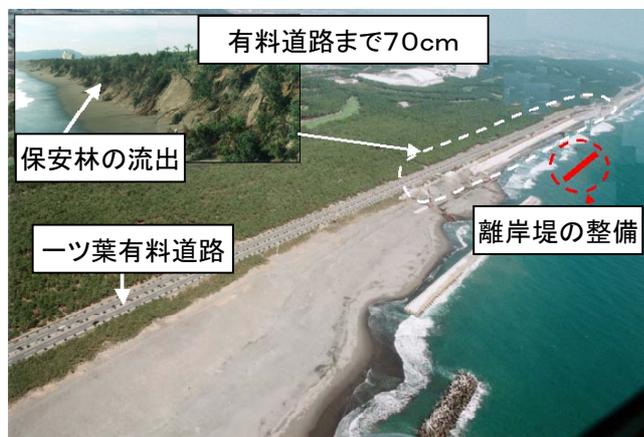
全国の高潮対策事業の全体額に対する熊本県のシェア

イ)重要交通網の保全

交通の途絶が経済活動等に重大な影響を与える広域幹線道路等の重要な交通網を高潮等の海岸災害から保全します。(例:和歌山県 古座町 古座海岸、宮崎県 宮崎市 住吉海岸)



波により寸断される重要交通網 平成9年 (和歌山県 古座町 古座海岸、国道42号)



重要交通網の保全(宮崎県 宮崎市 住吉海岸)

③災害に強い都市の構築

ア)ハード・ソフト一体となった効果的な災害対策の推進

都市部における災害危険箇所において、海岸保全施設の整備を実施するとともに、ハザードマップの作成等、ハード・ソフト一体となった災害対策を実施します。(例:静岡県 静岡市 静岡海岸)

④高齢者等に配慮した災害対策の推進

災害時要援護者関連施設が浸水区域内にある海岸において、海岸保全施設の整備を重点的に実施します。(例:北海道 木古内町 本町海岸)

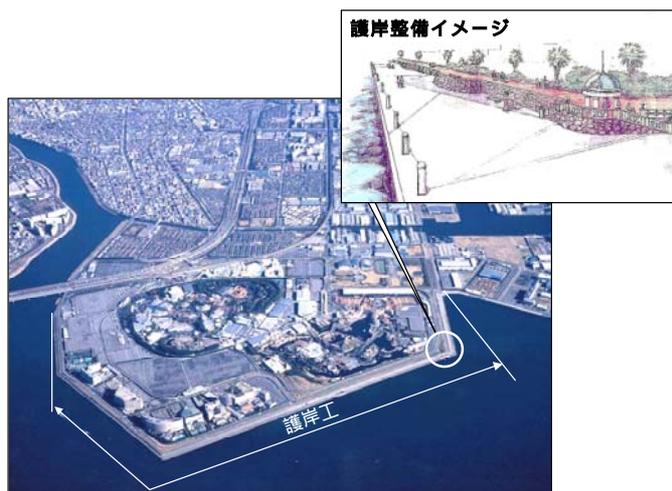


北海道 木古内町 本町海岸

⑤都市の魅力の創造

ア)観光振興に資する事業

都市の観光地において高潮災害等を防止し、国内外の交流の場であり経済活性化上の重要な産業である観光振興を支援します。(例:千葉県 浦安市 浦安海岸)



背後のテーマパークと一体的に整備
(千葉県 浦安市 浦安海岸)

(3)環境・利用を考慮した事業の推進

①沿岸域再生事業の創出(新規)[再掲]

沿岸域の自然再生に資するという視点から、魚礁機能を兼ねた潜堤、藻場の創出に資する人工リーフの設置等の事業を推進します。

②エコ・コースト事業

ウミガメ・カブトガニ・野鳥等生物にとって重要な生息・生育、繁殖、採餌場所となっている海岸において、施設の配置や構造等に工夫を行うことにより、生態系や自然景観等に配慮した海岸整備を行います。(例:高知県 室戸市 羽根坂本海岸)



③C.C.Z.整備(コースタル・コミュニティ・ゾーン)

社会基盤整備事業(公園・道路・下水道・治水等)と連携して海辺の交流拠点を創出します。(例:石川県 松任市 石川海岸)



松任 C.C.Z.(石川県 松任市 石川海岸)

(4)コスト縮減の推進

平成12年9月に策定された「公共事業コスト縮減対策に関する新行動指針」及び平成13年3月に策定された「公共事業コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、直接的な工事コストの低減、公共工事の時間的コストの低減、ライフサイクルコストの低減など総合的な面からコスト縮減を推進します。

①事業の重点化・集中化

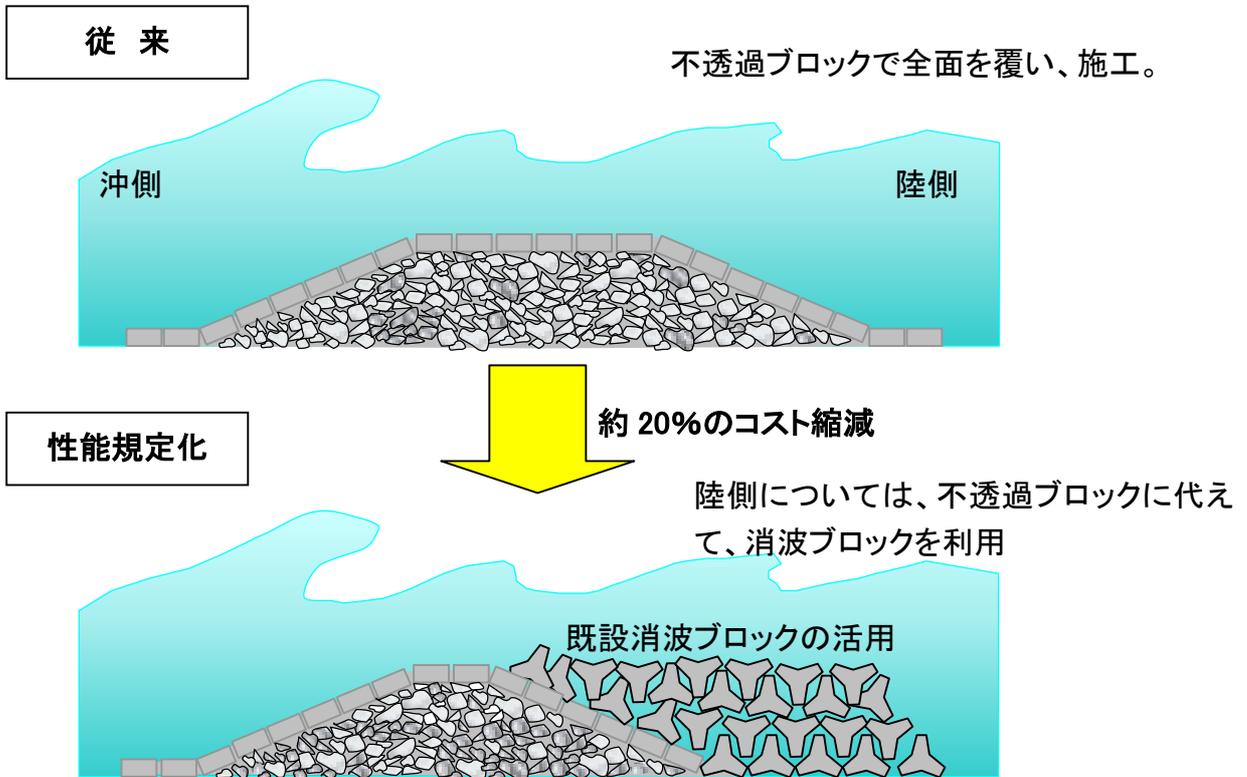
〈短期集中型事業の実施〉

高潮被害等の特に著しい区間を中心に重点区間を設定、公表し、重点的に整備を実施することにより、事業効果の早期発現によりコスト縮減を図ります。

②計画・設計の見直し

〈性能規定の導入〉

人工リーフの技術的な指針について、従来は不透過型ブロックで全面を覆っていたものを一部消波ブロックを利用する等、性能規定の考え方を取り入れた見直しを行うことにより、コスト縮減を図ります。



人工リーフの性能規定化のイメージ

③リサイクル・リユースの徹底

ア) なぎさリフレッシュ事業

波浪等からの防護機能が不十分な海岸において、消波工などとして使われていた異形ブロック等を沖合施設である離岸堤や人工リーフの構成材料として有効にリユースすることにより、防護機能の確保を図ると共に、環境負荷の低減を図りつつ、海辺へのアプローチと海浜空間の景観として優れたなぎさの再生を行います。(例: 静岡県富士市 富士海岸)

イ) ブロックの転用や土砂の流用

工事により生じる発生材を、緩傾斜護岸や離岸堤、人工リーフの構成材料として有効にリサイクル・リユースすることにより環境負荷の低減を図ります。



なぎさリフレッシュ事業
(静岡県 富士市 富士海岸)